

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第二十三号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百三十一人」を「七百三十三人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。